

名 税 協 第 2 6 3 号  
平成 2 5 年 1 1 月 1 0 日

組合員・賛助会員 各位

名古屋税理士協同組合  
理事長 大橋 裕志

## 名税大同燦燦プラン（グループ保険）の更新について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は協同組合事業に対し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、名税大同燦燦プラン（グループ保険）は「組合員のための福利厚生制度」として、昭和 2 9 年の発足以来 5 9 年の歴史を重ね組合員の支持を得て大きく成長し、現在約 2, 150 人の加入を有する福利厚生制度となっています。

ここ数年間は加入者の減少が続いておりましたが、昨年は「特別キャンペーン」を実施して、改めて組合員各位に制度の内容をご理解頂いた結果、前年比 6 5 人増（加入率約 1 %アップ）と加入者を増やすことができました。

しかしながら、加入率は 3 2 . 9 %と規定の 3 5 %を 3 年連続（更新日ベース）で下回っております。このまま来年 7 月の更新時に加入率が 3 5 %未満で推移しますと、最高保険金額の制限（現在の最高保険額が 2, 500 万円から 1, 750 万円に 30%減額）を受けることとなります。

組合では、喫緊の問題である最高保険金額の制限を回避する方法を検討するにあたって、グループ保険を受託している大同生命保険株式会社からシェアイン（複数の保険会社による制度の共同受託）の提案を受けました。

この提案では、大同生命がグループ保険の制度の 7 0 %、大同生命グループの 1 社である太陽生命保険株式会社が制度の 3 0 %を共同受託することで、現在の保障内容での更新が可能になります。

上記の提案を受けて、組合では各種のリスクを回避して制度を健全に維持するため、あらゆる手段を検討した結果、本提案を受け入れることに決定しました。

次回更新（平成 2 6 年 7 月 1 日）からは、大同生命及び太陽生命の共同受託により制度を継続させていただきます。これによるご加入者の皆様の皆様の手続等はとくにございませぬ。今後も引き続きご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴事務所の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

【グループ保険(団体定期保険)の規定<抜粋>】

加入率(本人)が4年連続(更新日ベース)で35%未満の場合

- ・最高保険金額の制限

現在 2,500 万円 ⇒ 1,750 万円に減額

※生保1社で単独受託の場合、最高保険金額が70%になります。

但し、複数の生保が共同受託した場合、30%の減額分は他生保での受託が可能。

【燦燦プランの現状】

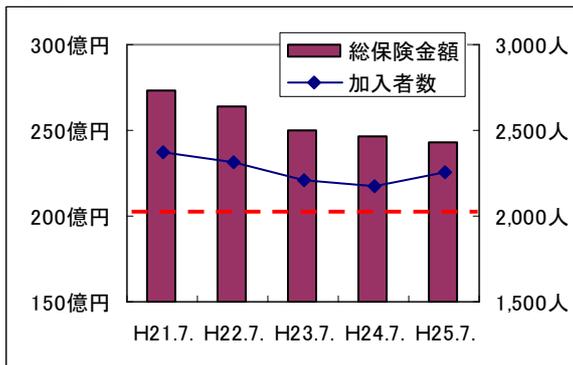
- 10月現在加入者数 2,248人(うち本人2115人、配偶者133人)
- 10月現在加入率 32.4%(加入率=加入者数/組合員・役員・従業員総数)
- 目標加入率 35.0%(加入率算出において配偶者・子供は対象外)
- 保険金支払額 H24年度 13,200万円(11件) H23年度 7,000万円(8件)

【直近5年間の推移】

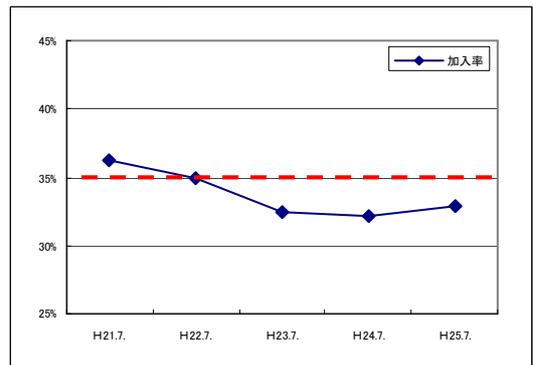
	H21.7.1.	H22.7.1.	H23.7.1.	H24.7.1.	H25.7.1.
①総保険金額	273.38億円	263.53億円	250.08億円	246.27億円	243.24億円
②加入者数(本人・配偶者)	2,377人	2,317人	2,212人	2,179人	2,252人
③加入率(%)	36.2%	35%	32.5%	32.1%	32.9%
加入者数(本人)	2,289人	2,228人	2,118人	2,081人	2,146人
有資格者数	6,316人	6,351人	6,503人	6,482人	6,512人

※加入率は加入者のうち本人(組合員・役員・従業員)のみで判定。  
 配当率の基準は加入者のうち本人(組合員・役員・従業員)とその配偶者の合計で判定。

①②総保険金額・加入者数推移



③加入率推移



以上